

発信日：令和5年（2023年）12月7日（木）

発信元：つくば市 市民部市民窓口課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

印鑑登録事務の誤りによる印鑑登録の抹消について

令和5年6月1日から10月20日までの期間において、後見開始の審判の通知があった印鑑登録者12名について、本来は発行制限のみを行うべきところ、誤って印鑑登録を抹消し、抹消通知を送付していたことが判明しました。

【発覚日】

令和5年12月6日（水）

【原因】

印鑑登録はつくば市印鑑条例にて定められており、印鑑登録者に後見開始の審判があっても、その登録は抹消されない（令和2年3月同条例改正施行）にもかかわらず、総務省通知を誤って解釈し、当該12名の印鑑登録を抹消したため。

【対応】

抹消した印鑑登録を職権で回復するとともに、対象者にお詫び文を送付しました。

【再発防止策】

条例規則等の再確認と業務手順の見直しにより、再発防止に努めます。